

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく排出量等の集計結果 (平成 19 年度実績) について

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の集計結果について、国 (環境省・経済産業省) の公表に併せて、本県の概要についてお知らせします。

今回の集計結果は、平成 19 年度に事業者から排出された対象化学物質の排出量・移動量を取りまとめたものです。

本県における届出事業所数は 632 件 (18 年度 639 件) であり、前年度と比較して 7 件の減少となっています。

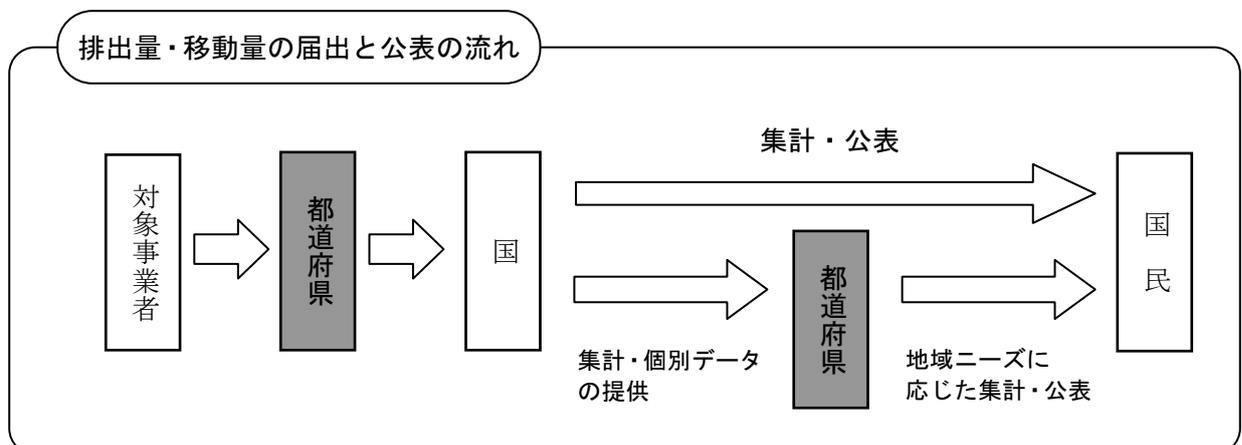
届出のあった本県の化学物質の排出・移動量の合計値は 7,698 t (18 年度 7,417 t) でした。その内訳は、大気や公共用水域への排出量が 2,572t (18 年度 2,570 t)、廃棄物等への移動量が 5,126t (18 年度 4,846 t) であり、廃棄物等としての移動量が増加していました。

また、国が推計を行った富山県内の届出外の排出量 (届出対象外事業所や家庭、自動車などの移動体からの排出量) は 3,392t (18 年度 3,752 t) でした。

### 1 PRTR 制度の概要

平成 11 年 7 月に公布された化学物質排出把握管理促進法 (以下「法」という。) に基づき、PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録) 制度が導入されました。

これは人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を經由して国に届け出るとともに、行政 (国、都道府県) が届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計、公表するしくみです。13 年 4 月に年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握が開始され、16 年 4 月からは年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出が開始されました。



## 2 届出状況

### (1) 届出数

本県における届出数の推移は表1のとおりです。19年度分の届出数は632件と北陸3県では最も多い件数でした。(石川県535件、福井県425件)

届出媒体別では、書面による届出は318件(50.3%)で、電子媒体による届出は314件(49.7%)であり、電子媒体による届出は全国平均(45.9%)を上回っていました。

表1 届出数の推移

届出媒体		富山県					全国状況
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	19年度
書面		541	404	361	322	318	22,033
電子媒体	磁気ディスク	48	22	22	19	18	1,019
	インターネット	83	247	278	298	296	17,673
計		672	673	661	639	632	40,725

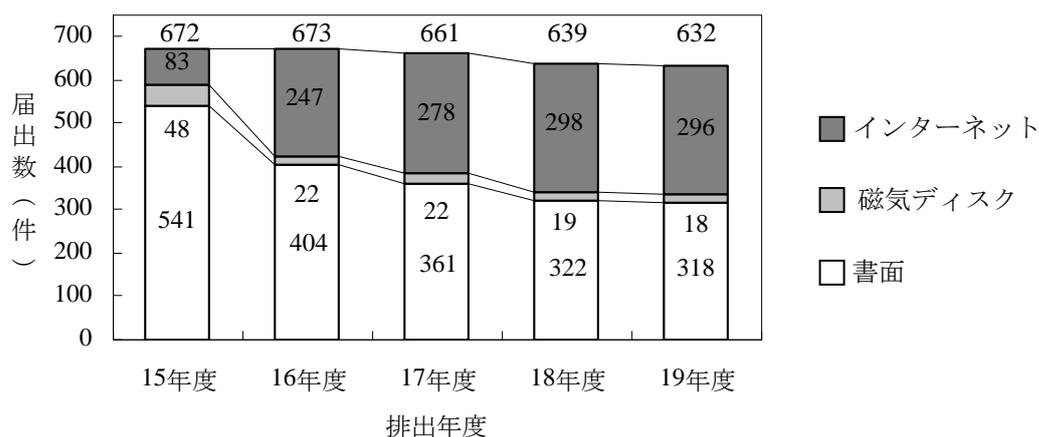


図1 届出数の推移

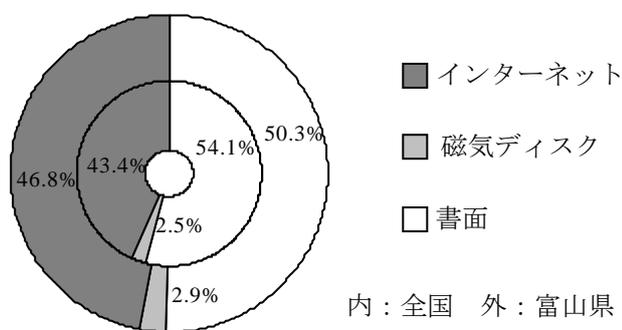


図2 届出媒体の割合

(2) 市町村別届出数

市町村別届出数については表2のとおりで、富山市が231件で最も多く、次いで高岡市が106件となっており、この2市で県内の届出の約半数を占めていました。

表2 市町村別届出数 (件)

市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	231 (+2)	舟橋村	2 (±0)
高岡市	106 (-5)	上市町	12 (-1)
魚津市	31 (+2)	立山町	9 (±0)
氷見市	19 (-1)	入善町	13 (±0)
滑川市	25 (+1)	朝日町	7 (±0)
黒部市	26 (+1)		
砺波市	29 (-5)		
小矢部市	22 (±0)		
南砺市	36 (-2)		
射水市	64 (+1)		

※ ( ) 内は対前年度増減数

(3) 業種別届出数

業種別届出数(上位5業種)については表3のとおりで、過去の集計結果と同様、燃料小売業(ガソリンスタンド等)が287件と最も多く、次いで化学工業46件、金属製品製造業41件の順となっていました。

表3 業種別届出数(上位5業種)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
燃料小売業 291件(43.3%)	燃料小売業 296件(44.0%)	燃料小売業 293件(44.3%)	燃料小売業 288件(45.1%)	燃料小売業 287件(45.4%)
金属製品製造業 48件(7.1%)	化学工業 ※ 48件(7.1%)	化学工業 ※ 48件(7.3%)	化学工業 ※ 47件(7.4%)	化学工業 ※ 46件(7.3%)
化学工業 ※ 47件(7.0%)	金属製品製造業 42件(6.2%)	金属製品製造業 43件(6.5%)	金属製品製造業 42件(6.6%)	金属製品製造業 41件(6.5%)
自動車整備業 37件(5.5%)	自動車整備業 41件(6.1%)	下水道業 33件(5.0%)	下水道業 33件(5.2%)	下水道業 33件(5.2%)
下水道業 32件(4.8%)	下水道業 33件(4.9%)	自動車整備業 32件(4.8%)	自動車整備業 27件(4.2%)	自動車整備業 22件(3.5%)
				プラスチック製品製造業 22件(3.5%)

※ 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

### 3 排出量・移動量の集計結果

#### (1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量及び移動量の推移は表4のとおりで、19年度は7,698tで、全国の1.7%を占めていました。

その内訳は、大気、公共用水域などの環境への排出量が2,572t(33.4%)、廃棄物等への移動量が5,126t(66.6%)で、過去の集計結果と同様、環境への排出量は概ね減少傾向にあるものの、廃棄物等の移動量が増加していました。

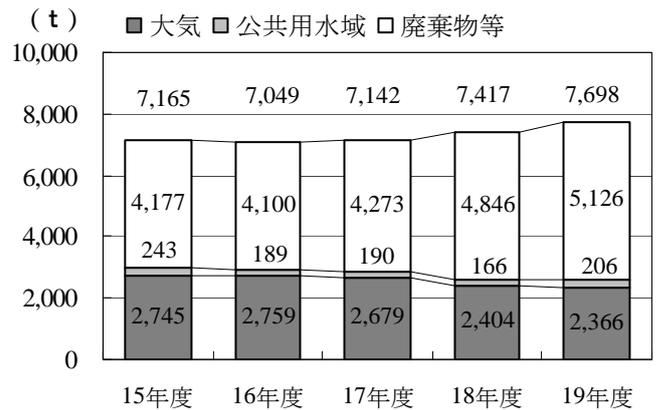


図3 届出排出量・移動量の推移

表4 届出排出量・移動量の推移

(単位: t)

		富山県					全国
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	19年度
排出量	大気	2,745 (38.3%)	2,759 (39.1%)	2,679 (37.5%)	2,404 (32.4%)	2,366 (30.7%)	209,645 (45.9%)
	公共用水域	243 (3.4%)	189 (2.7%)	190 (2.7%)	166 (2.2%)	206 (2.7%)	10,224 (2.2%)
	土壌	—	—	—	—	—	345 (0.1%)
	埋立	—	—	—	—	—	14,084 (3.1%)
	小計	2,987 (41.7%)	2,947 (41.8%)	2,869 (40.2%)	2,570 (34.6%)	2,572 (33.4%)	234,299 (51.3%)
移動量	廃棄物	4,176 (58.2%)	4,101 (58.2%)	4,273 (59.8%)	4,842 (65.3%)	5,122 (66.5%)	220,856 (48.3%)
	下水道	2 (0.0%)	—	—	4 (0.1%)	4 (0.1%)	1,868 (0.4%)
	小計	4,178 (58.3%)	4,101 (58.2%)	4,273 (59.8%)	4,846 (65.4%)	5,126 (66.6%)	222,724 (48.7%)
合計	7,165	7,049	7,142	7,417	7,698	457,023	

※ 四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

#### (2) 排出先別排出量と上位5物質

届出排出量の内訳を排出先別にみると、図4のとおり大気への排出量が92%と大半を占めており、公共用水域への排出量は8%でした。

また、届出排出量の内訳を物質別にみると、大気への排出量の上位を占める物質は、合成原料や塗料、接着剤などの溶剤として幅広く使用されている「トルエン(981t)」及び「キシレン(400t)」、主に金属洗浄などに使用される「ジクロロメタン(368t)」であり、この3物質で大気への排出量の約4分の3を占めていました。

公共用水域への排出量の上位を占める物質としては、「ほう素及びその化合物（71t）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩（45t）」、「マンガン及びその化合物（24t）」、「亜鉛の水溶性化合物（12t）」であり、いずれも下水道業からの排出量が大きな割合を占めています。また、この4物質で公共用水域への排出量の約4分の3を占めています。

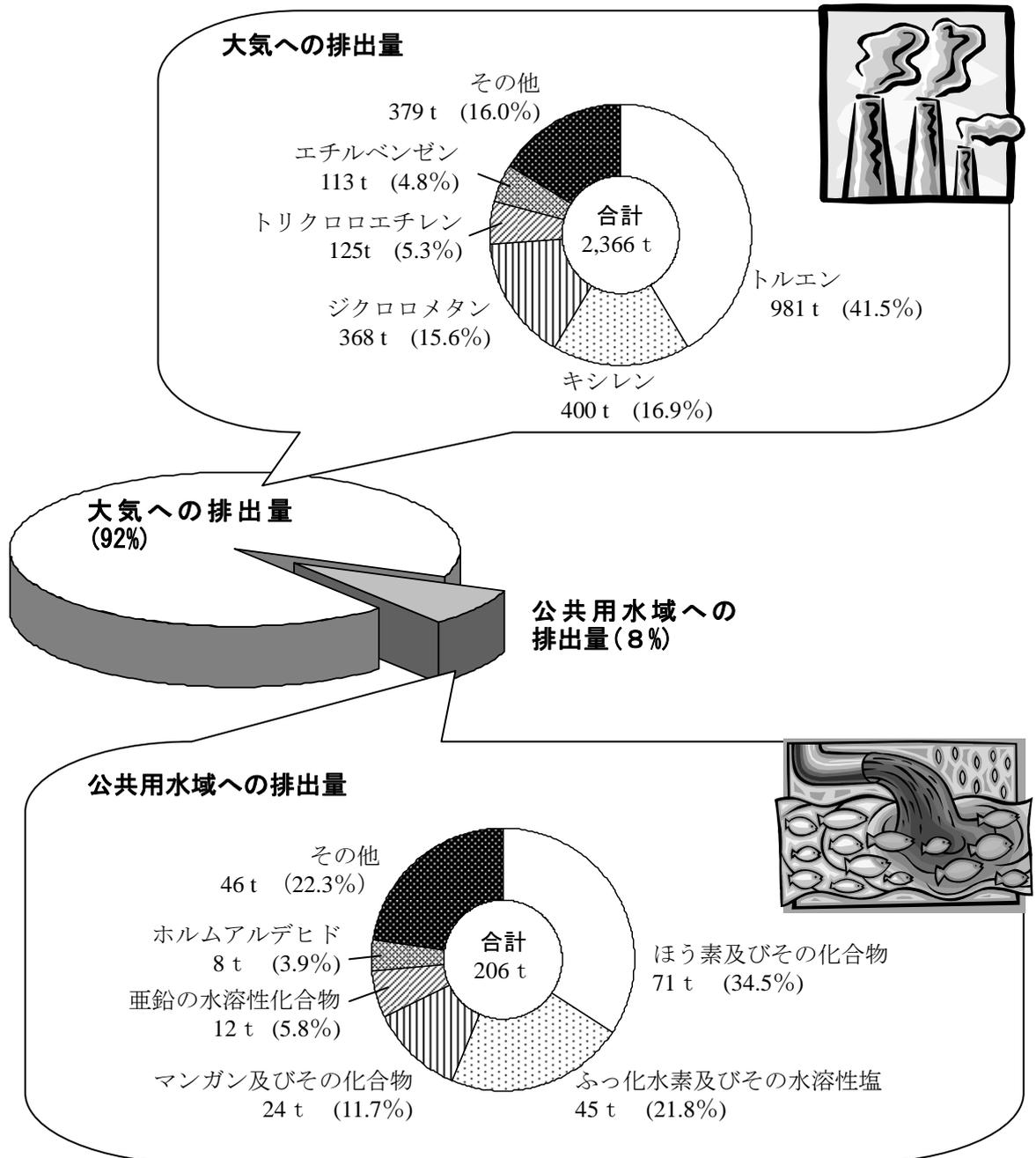


図4 届出排出量の内訳（上位5物質）

※ 四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

(3) 届出外排出量及び総排出量（推計値）

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、「届出外排出量」として公表を行っています。富山県及び全国における推計結果は表5のとおりです。

県内の届出外排出量は 3,392 t であり、届出排出量と合計した総排出量は 5,964 t で、全国の 1.1% を占めていました。

表5 届出排出量及び届出外排出量

(単位：t)

	届出排出量	届出外排出量					排出量合計
		対象業種 <sup>1)</sup>	非対象業種 <sup>2)</sup>	家庭	移動体 <sup>3)</sup>	小計	
富山県	2,572 (43.1)	551 (9.2)	1,499 (25.1)	388 (6.5)	954 (16.0)	3,392 (56.9)	5,964 (100)
全国	234,299 (44.5)	55,526 (10.5)	91,022 (17.3)	46,510 (8.8)	99,282 (18.9)	292,339 (55.5)	526,638 (100)

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者（農林漁業、サービス業）からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

※ ( ) 内は排出量合計を占める割合 (%) です。四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。

4 参考

(1) 施行令の改正及び移行スケジュール

法施行7年後の見直しにより、20年11月に施行令が改正され、表6のとおり対象化学物質の見直し（追加・削除）及び対象業種の追加が行われました。改正に伴う移行スケジュールは表7のとおりです。

表6 改正の内容

項目		現行	新規（見直し後）
対象化学物質	第一種指定化学物質	354 物質	462 物質
	〔うち特定第一種指定化学物質〕	12 物質	15 物質
	第二種指定化学物質	81 物質	100 物質
対象業種		23 業種	24 業種（医療業追加）

表7 移行スケジュール

年度	20年度	21年度 10月	22年度	23年度	
MSDS	現行対象化学物質に基づき作成されたMSDS		新規対象化学物質に基づき作成されたMSDS		
PRTR	把握	現行物質で把握	現行物質で把握	新規物質で把握 (含 医療業)	新規物質で把握 (含 医療業)
	届出	届出	届出	届出	届出

(2) その他

国の公表資料や施行令改正の内容等については、次のホームページをご参照ください。

・環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

・経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)